

# 総務省

February 2014

Vol.158

2  
月号

特集

## ふるさと納税を しよう!



### MIC FOCUS

電気通信紛争  
処理委員会が  
第5期目の  
活動を開始

### MIC FOCUS

平成25年版  
消防白書を  
公表しました

### 地方のかがやき

再生、自然保全、地域住民主体型  
さまざまなまちおこしの形

長崎県 西海市



# 教えて! 総務省



地域さん

## 地域おこし協力隊について教えて!



募集情報は、「移住・交流推進機構(JOIN)」ホームページ(<http://www.ju-join.jp/>)や各自治体ホームページなどに掲載されていますので、そちらの情報をご確認ください。



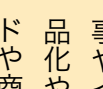
募集情報は、「移住・交流推進機構(JOIN)」ホームページ(<http://www.ju-join.jp/>)や各自治体ホームページなどに掲載されていますので、そちらの情報をご確認ください。



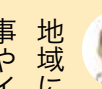
活動内容や募集条件、待遇等は各自治体によって異なります。



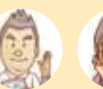
活動内容以外に、募集条件や活動期間なども地方自治体によって異なるのですか?



はい。活動内容や募集条件、待遇等は各自治体によって異なります。



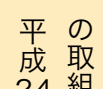
地域おこし協力隊の活動の例をもう少し教えてください。



地域おこし協力隊は、都市住民が、人口減少や高齢化等が進行している地方自治体に移住して、定住・定着を視野に入れながら、地域活性化のための取組を行うものです。



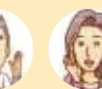
平成24年度には617名の方が都市と地方の架け橋として活躍しています。



地域おこし協力隊は、都市住民が、人口減少や高齢化等が進行している地方自治体に移住して、定住・定着を視野に入れながら、地域活性化のための取組を行うものです。



地域おこし協力隊は、都市住民が、人口減少や高齢化等が進行している地方自治体に移住して、定住・定着を視野に入れながら、地域活性化のための取組を行うものです。



地域おこし協力隊は、都市住民が、人口減少や高齢化等が進行している地方自治体に移住して、定住・定着を視野に入れながら、地域活性化のための取組を行うものです。

### まとめ

地域おこし協力隊は、都市住民が、人口減少や高齢化等が進行している地域に移住して、地域力の維持・強化を図る取組です。



地域の古民家を改修している隊員 (写真提供: 徳島県三好市)



農作物を収穫している様子 (写真提供: 山形県村山市)

## 総務省

総務省の仕事に関わる重要キーワードについてわたしたちが答えます!



行政さん

担当分野: 行政組織、行政運営



地域さん

担当分野: 地方行財政



通信さん

担当分野: 情報通信



統計さん

担当分野: 統計調査



防災さん

担当分野: 消防・防災

February 2014  
Vol.158  
2  
月号

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs and  
Communications  
MIC

## CONTENTS

教えて! 総務省

### 3 「地域おこし協力隊について教えて!」

◆特集

### 4 ふるさと納税をしよう!

MIC FOCUS 01

### 8 電気通信紛争処理委員会が第5期目の活動を開始

MIC FOCUS 02

### 12 平成25年版消防白書を公表しました

MIC NEWS 01

### 16 「統計の日(10月18日)」の標語(スローガン)を募集しています!!

MIC NEWS 02

### 18 EROPA 東京(立川)総会が開催されました。

地方のかがやき

### 20 再生、自然保全、地域住民主体型さまざまなまちおこしの形

## 長崎県 西海市



# 「ふるさと納税」で地域貢献

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育ったふるさとか、応援したいと考えている地方団体（都道府県・市区町村）に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度です。自分の生まれ故郷も含め、どの地方団体に対して寄附をしても控除を受けることができます。そのため、誰もが簡単に地域貢献することができます。

## ふるさと納税の仕組み

都道府県又は市区町村に寄附を行うと、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附額のうち2千円を超える額については、概ね個人住民税所得割の1割程度を上限として全額が控除されます。なお、所得税及び個人住民税から控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に必要となりますので、寄附金受領証明書（寄附をした地方団体が発行する領収書）は大

## ふるさと納税とは

## 寄附の申込方法

切に保管してください。

寄附の申込方法については、ホームページ上からクレジットカードで支払える団体や、寄附をしたい旨をメール・FAX等で当該団体に伝え、その後送られてきた納付書により郵便局や銀行等で支払う団体など、各地方団体ごとに手続が異なりますので、具体的な寄附の申込方法については、あらかじめ当該団体へ問い合わせるか、寄附をしたい団体のホームページ等によりご確認ください。

## 控除の申告方法

所得税及び個人住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日まで、住所等所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」が便利です。このコーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力す

## 給与のみ所得者が都道府県・市区町村に対して寄附した場合

寄附者の年収	寄附金額	軽減額（所得税+個人住民税）		
		独身	夫婦	夫婦子2人
500万円	3万円	28,000	28,000	17,750
	5万円	35,650	32,350	20,750
700万円	10万円	45,650	42,350	28,250
	3万円	28,000	28,000	28,000
1,000万円	5万円	48,000	48,000	38,950
	10万円	69,850	66,550	48,950
1,000万円	3万円	28,000	28,000	28,000
	5万円	48,000	48,000	48,000
	10万円	94,450	91,150	83,350

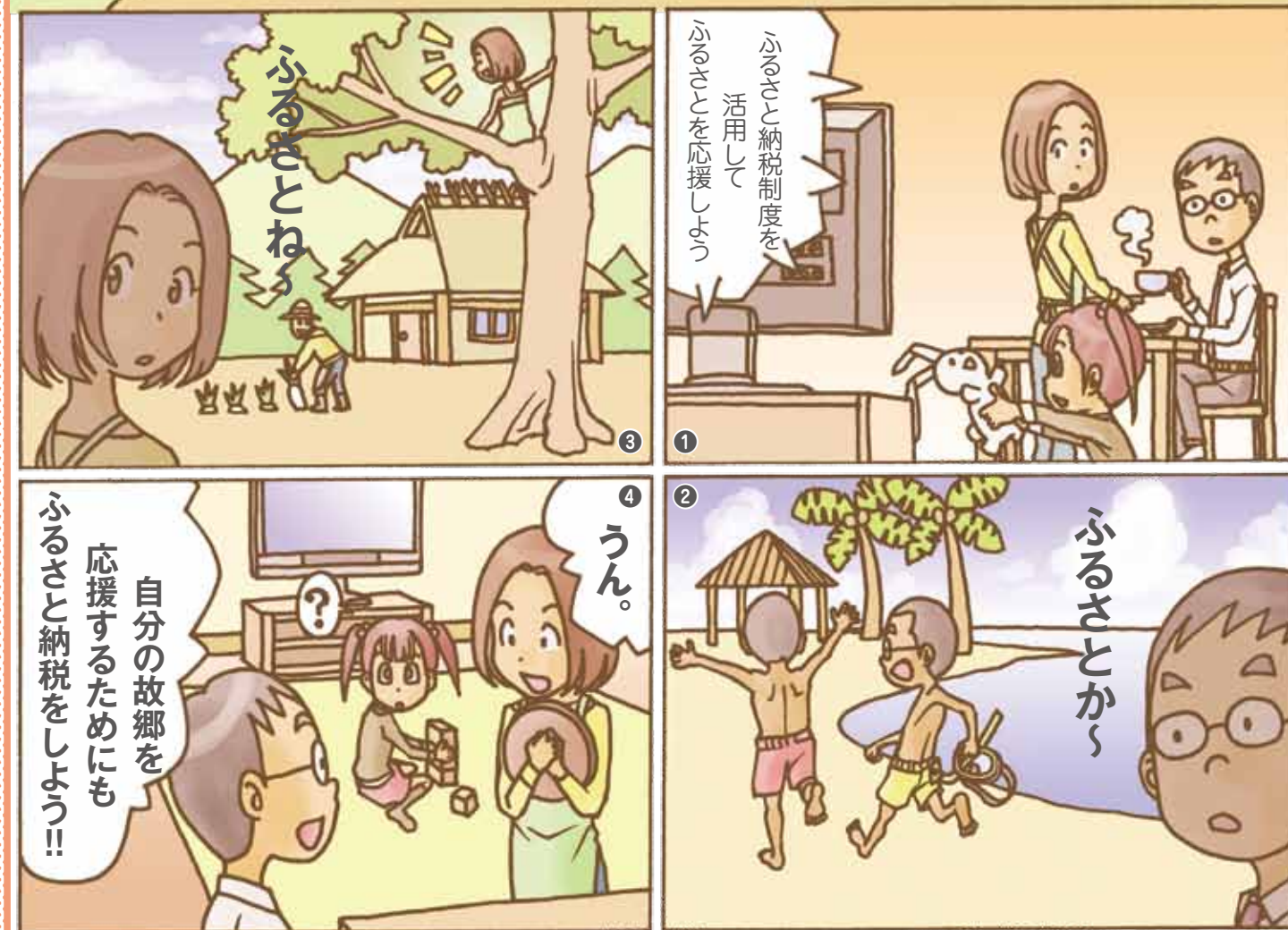
※軽減額は一例であり、実際の軽減額は異なる可能性があります。  
 ※夫婦子2人は、子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象



# 特集 ふるさと納税をしよう!



ふるさと納税という制度があることを知っていますか？  
 応援したいと考えている地方団体に寄附を行うと、税金の軽減を受けられるため、誰もが簡単に地域貢献することができます。





都道府県・市区町村に寄附を行った方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

# ふるさと納税の流れ

## 4 税金の軽減

- 確定申告により所得税及び個人住民税から控除を受けた結果
  - ① 寄附を行った年の所得税から還付、
  - ② 寄附を行った翌年度の個人住民税が軽減されます
- 寄附額のうち2千円を超える部分について、全額が控除されます。ただし、控除額には上限があり、寄附者の年収や家族構成等によって変動します。



詳しくは、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

## 3 確定申告

- 寄附をした翌年の3月15日までに住所地等の所轄の税務署に確定申告を行ってください。このとき、2で受け取った領収書を申告書に添付することが必要です。
- 確定申告書の作成は、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」からであれば、パソコンで作成した申告書を印刷して郵送すれば良いなど大変便利です。是非こちらをご活用下さい。



## 2 寄附先から領収書を受領

- 1で寄附を行った後に、寄附先の団体から送られてくる領収書は、確定申告に必要なので、翌年まで大切に保管しておいてください。
- 領収書が送付される時期は、各地方団体ごとに異なりますので、よくご確認ください。



## 1 都道府県・市区町村に対し、寄附

- 寄附先は自分の生まれ故郷等に限らず、都道府県・市区町村であれば、どこでも構いません。
- 寄附の申込方法については、各地方団体ごとに手続が異なりますので、あらかじめその団体に問い合わせるか、当該団体のホームページや広報誌などによりご確認ください。





# 2 第5期新体制がスタート

委員長に中山委員(元福岡高等裁判所長官)が就任  
平成25年12月3日に委員5名(任期3年)が、11月30日に特別委員8名(任期2年)が任命され、第5期電気通信紛争処理委員会がスタートしました。

委員会は、国会の同意を得て総務大臣から任命された、法律、経済・会計、通信工学などの有識者5名によって構成されています。また、あっせん手続への参与等のため、総務大臣から8名の特別委員が任命されています。



⇒新しく委員長に選出された中山委員  
長は、新体制の初会合で「電気通信分野は、急速な技術革新と競争環境の進展によってサービスが高度化・多様化していることに伴い、紛争事案も高度化・複雑化している。このような状況の中、全力で紛争解決に取り組んでいく。」旨、挨拶しました。

## ●委員一覧

委員長	中山 隆夫	元福岡高等裁判所長官
委員長代理	荒川 薫	明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科教授
委員	小野 武美	東京経済大学経営学部教授
委員	平沢 郁子	弁護士
委員	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

## ●特別委員一覧

荒井 耕	一橋大学大学院商学研究科教授
加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授
小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授
近藤 夏	弁護士
白井 宏	中央大学理工学部教授
森 由美子	関東学園大学経済学部教授
若林 亜理紗	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授
若林 和子	公認会計士

# 電気通信紛争処理委員会が 第5期目の活動を開始

通信・放送事業者間の紛争に対して迅速・公正に対応します!

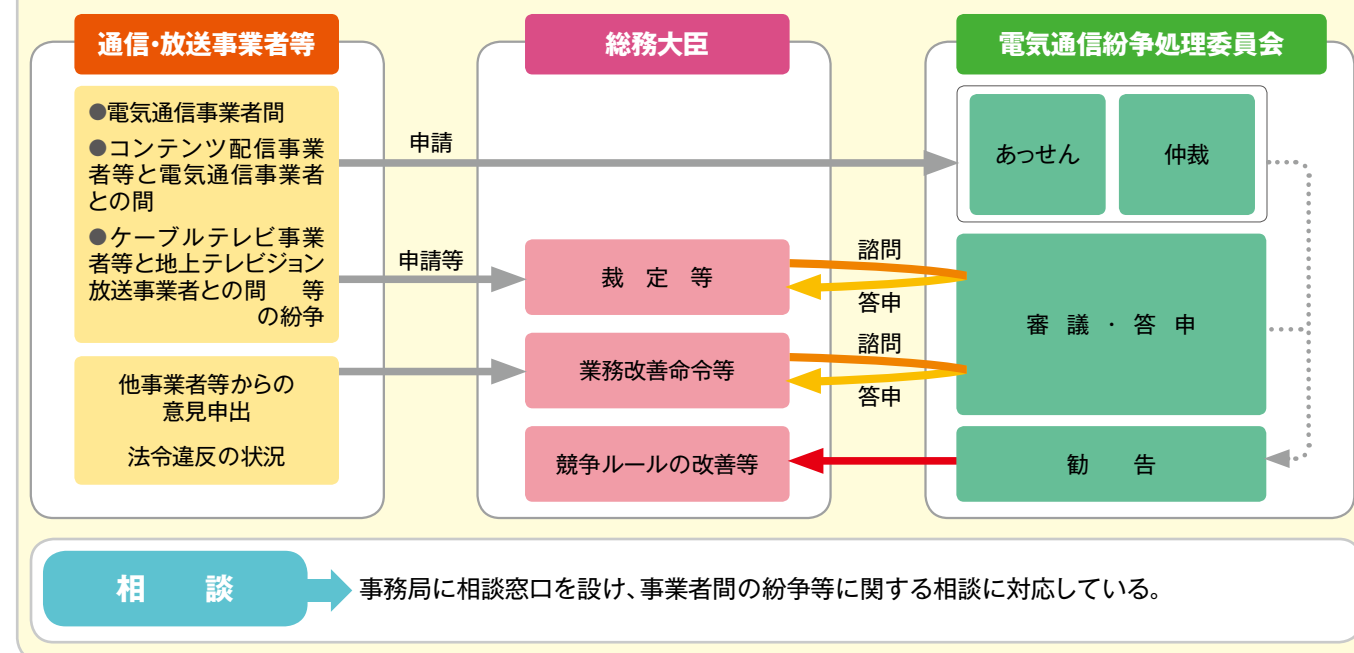
## 1 電気通信紛争処理委員会を御存知ですか

電気通信紛争処理委員会は、電気通信分野のサービスの高度化・多様化が進む中、事業者間の紛争が増大・複雑化してきたことを踏まえ、平成13年11月30日に設置された専門組織です。

通信・放送事業者間での協定・契約等の協議に関する紛争解決のお手伝いをしています。

### 電気通信紛争処理委員会の機能

- あっせん・仲裁** → 電気通信事業者間、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施する。
- 諮問に対する審議・答申** → 総務大臣が、電気通信設備の接続協定、地上テレビジョン放送の再放送の同意の裁定、業務改善命令等を行う際、**総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。**
- 勸告** → あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、**競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告を行う。**





## 4 相談窓口をご活用ください

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供など幅広く行っています。

なお、相談は、**無料・非公開**で行っておりますのでお気軽にご連絡ください。

### 例えばこんな時ご相談下さい。

- 未使用の光ファイバを保有している電気通信事業者に、光ファイバの利用を申し込んだが断られた。
- 接続料について合意ができない。
- 携帯電話事業者のネットワークを借りて移动通信サービスを提供しようとしているが、携帯電話事業者との契約の協議が調わない。
- 自社の通信サービスと接続するため、伝送装置などを相手方電気通信事業者の建物等に設置しようとしたが断られた。
- 鉄塔の共用に係る費用負担について合意ができない。
- ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォームの利用条件について合意ができない。
- 地上テレビジョン放送の再放送の同意について、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者が協議したが、合意にいたらない。



- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談ください。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要・申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

通信・放送等事業者向けの相談専用電話

TEL 03-5253-5500 FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日9:30~12:00/13:00~17:00

通信・放送等事業者向けの相談専用メールアドレス

soudan@ml.soumu.go.jp

電気通信紛争処理委員会ウェブサイト

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hunso/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html)

## 3 電気通信紛争処理委員会はさまざまな紛争を解決してきました。

電気通信分野における競争の進展に伴い、事業者間のトラブルは複雑化・多様化しています。電気通信紛争処理委員会は、このような紛争の解決に臨んでいます。



### ①紛争処理

平成13年11月の委員会設立から平成25年12月までの紛争処理等の件数は、合計で75件となっております。内訳は左表のとおりです。「あっせん」の件数が最も多くなっています。

紛争処理等の内訳	件数
あっせん	60件
仲裁	3件
諮問に対する答申	9件
勧告	3件

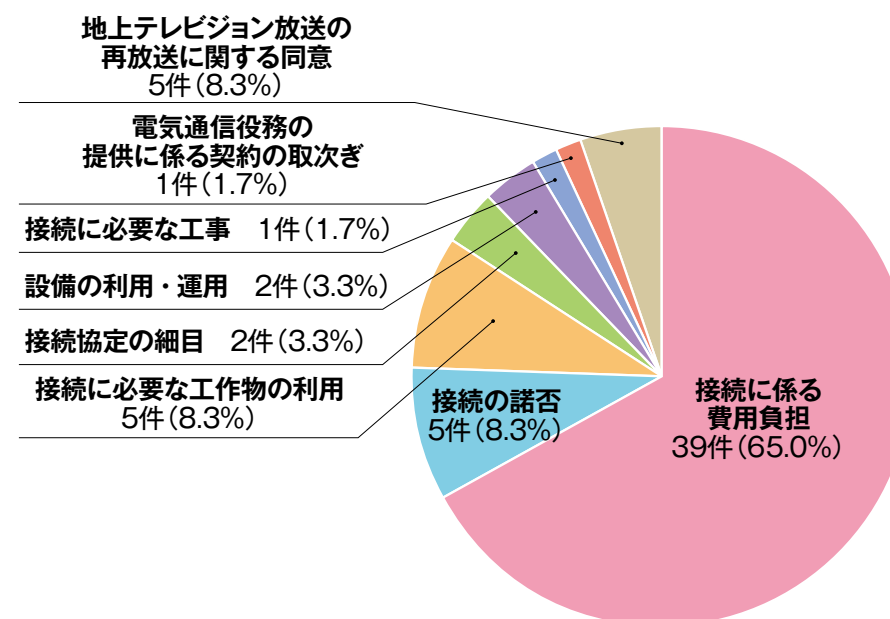
(平成13年11月の委員会設立から平成25年12月までの累計)

### ②あっせんの紛争内容

これまで行われたあっせんの紛争内容は次のとおりです。

あっせんの内容としては、接続に係る費用負担が一番多く全体の65%を占めています。

また、平成23年6月より電気通信紛争処理委員会が扱うこととなった、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に関する紛争について、すでに5件のあっせん事案を解決しています。



「あっせん」とは、第三者が間に入って両者の間がうまくいくようにとりもつこと」という意味を持つ言葉です。

電気通信紛争処理委員会では、有識者である委員会の委員、特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速・公正な解決を図っています。なお、必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。

※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続ですので、強制されることはありません。

### ③あっせんのこれまでの実績

これまであっせんの申請があった60件のうち、あっせん委員による専門性を活かし、約6割の事案が紛争解決に至っています。



注: 「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件15件及びあっせん案の受諾により解決した事件23件の合計。「不実行」は、一方当事者からあっせん申請があったものの、他方当事者があっせんを拒否した事件を集計。



## 特集2 緊急消防援助隊の即応体制の強化等

### 大規模災害に即応するための機動力の強化

今後発生が想定される大規模地震に即応するため、長期に及ぶ活動を支援する拠点機能形成車両、浸水・がれきに対応する津波・大規模風水害対策車両、災害情報の収集等に資するヘリコプター及びヘリサットなどの整備を進めています。



拠点機能掲載車両 (イメージ)



津波・大規模風水害対策車両と水陸両用バギー (ともにイメージ)



大型エアータント

### エネルギー・産業基盤災害即応部隊の新設

石油コンビナート等の爆発・大規模火災に対応するため、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等で編成する「エネルギー・産業基盤災害即応部隊」(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を新設する予定です。

## 特集3 市町村の消防の広域化

### 広域化の推進

- 平成18年7月に定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、平成19年度中に推進計画を策定し、その後5年内をめどに広域化を実現するものと規定しました。
- 消防庁では、広域化を推進するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催を行うとともに、広域化に伴って必要となる経費に対して財政支援を措置しています。

### 基本指針の改正等

消防庁長官の諮問機関である消防審議会の提言を踏まえ、平成25年4月1日に、基本指針を改正しました。この改正により、推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、都道府県知事が消防広域化重点地域の指定を行い、国・都道府県の支援を集中的に実施することとしました。

基本指針の改正を受けて広域化をこれまで以上に推進します。

- 平成18年の消防組織法の一部改正以降、平成25年7月1日までに、27の地域で広域化が実現しました。
- 今後、13の地域において広域化が実現する見込みです。

## 特集4 消防団の充実・強化

### 消防団入団の促進

消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、その役割がますます増加していますが、団員数は、平成15年に比べ約6万人減の約87万人となっており、団員を増加させることが必要です。

平成25年11月には、総務大臣から全地方公共団体の長あてに消防団入団促進に関する書簡を送付し、地域に密着している地方公務員の入団促進などを依頼しました。



### 消防団の装備・資機材、教育訓練の充実

- トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品に対する地方交付税措置を拡充しています。
- 消防団員の安全確保に必要な資機材・車両を市町村に貸し付け、訓練を実施します。
- 「安全の確保」、「新たな役割の救助」、「情報共有した上での他機関との連携」、「地域防災リーダーの育成」の観点から、「消防団の装備の基準」及び消防団の教育訓練についての検討会を開催しています。

# 平成25年版 消防白書を 公表しました

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。平成25年版消防白書は、特集及び本編で構成しています。消防庁のホームページに掲載するとともに、政府刊行物サービスセンターや主要書店などで販売されています。

### 平成25年版消防白書 目次

- 特集1 東日本大震災について
- 特集2 緊急消防援助隊の即応体制の強化等
- 特集3 市町村の消防の広域化
- 特集4 消防団の充実・強化
- 特集5 最近の火災を踏まえた防火安全対策
- 特集6 消防防災通信基盤の強化

- 第1章 災害の現況と課題
- 第2章 消防防災の組織と活動
- 第3章 国民保護への対応
- 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
- 第5章 国際的課題への対応
- 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

## 特集1 東日本大震災について

東日本大震災に際し、消防は、国民の命と財産を守るために尽力しました。

- 一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残しました。
- 今後発生が想定される大規模地震等の災害に対応するため、消防防災体制の充実強化を図ることが重要です。

### 東日本大震災を受けての消防防災体制の充実強化

- 緊急消防援助隊の機動能力を強化します。
- 地域防災力の要としての消防団について、団員の確保及び装備・訓練を充実します。
- 大規模災害時に活用する消防防災通信基盤を強化します。
- 常備消防力を強化します。



平成25年11月25日、消防団120年・自治体消防65周年記念大会(主催:日本消防協会、全国消防長会)が、約3万7,000人の消防関係者等が参加して盛大に挙行されました。東日本大震災において我が身を顧みず職務を遂行して殉職された方々を追悼するとともに、これまでの消防団員等の献身的な活動に感謝し、国民の安全を守るため、より一層強固な消防防災体制を作り上げていくことが誓われました。



## 特集6 消防防災通信基盤の強化

### 消防救急無線のデジタル化

災害に強い消防通信基盤を確保するため、平成28年5月末までに消防救急無線をデジタル化することが求められています。

消防庁では、デジタル化に必要な経費に対して補助金や地方財政措置による財政措置を行うとともに、技術アドバイザーの派遣など、デジタル化が円滑に行われるための支援策を推進しています。

### Jアラートによる迅速な情報伝達

弾道ミサイル攻撃や緊急地震速報等の緊急情報を、住民に対して迅速・確実に伝達するため、Jアラートの自動起動機の整備を促進するとともに、Jアラートによる情報伝達手段の多重化・多様化を推進しています。

**市町村のJアラート自動起動機整備率**

- 平成25年5月:78%
- 平成25年度末(見込み):93%
- 平成26年度末(見込み):99%

### 主な統計数値

#### 住宅火災による死者数の推移(放火自殺者等を除く。)

●平成24年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は1,016人で、前年と比べて54人減少、1,220人を記録した平成17年と比較すると204人減少しました。

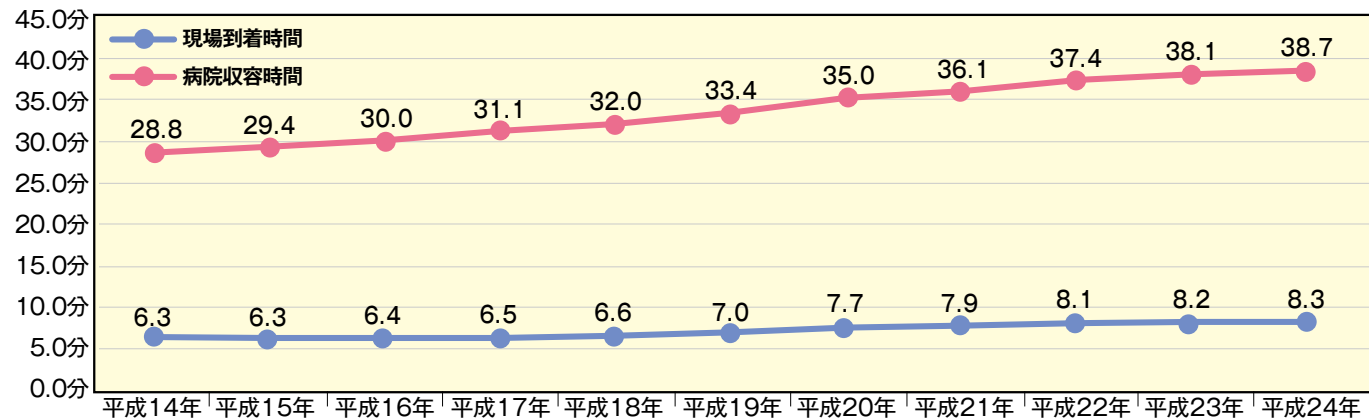
#### 平成25年中の主な風水害による被害状況

(備考)「消防庁被害報」により作成

災害名	主な被災地	人的被害(人)			住家被害(棟)			床上浸水	床下浸水	都道府県の災害対策本部設置(回)
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損			
島根県及び山口県の大雨	島根県、山口県	2	2	11	49	72	68	774	1,218	2
8月9日からの東北地方を中心とする大雨	東北	8	0	12	12	118	1	315	1,626	2
9月2日から7日に発生した突風	関東	0	0	67	13	38	1,478	0	0	1※
台風第18号(京都府、滋賀県及び福井県に、運用開始後初となる特別警報の発表)	全国	6	1	143	48	208	1,394	3,011	7,078	6
台風第26号(伊豆大島などで土砂災害)	関東	39	4	130	88	77	852	1,563	4,092	2

※台風第17号による災害対策本部を設置したものの

#### 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



- 救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成24年中は過去最高の580万2,455件で、10年前と比較して約27%増加しています。
- 救急隊設置数は、平成25年4月1日現在、5,004隊(対前年比39隊増)で、10年前と比較して約8%の増加にとどまっています。
- 平成24年中の病院収容時間の平均は38.7分(前年38.1分)、現場到着時間の平均は8.3分(前年8.2分)となりました。

●詳しくは下記URLへ

[http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_2.html)

### 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、議員立法により第185回国会に提出され、成立しました。

今後、消防庁では、この法律に基づき、消防団の入団促進に加え、消防団の安全確保のための装備の充実や、消防団の教育訓練の充実を図るなど、消防団の拡充強化に向けて、施策をより一層強力に推進していきます。

## 特集5 最近の火災を踏まえた防火安全対策

### 新「適マーク制度」の実施と違反対象物公表制度の展開

平成24年5月13日、広島県福山市のホテルで、死者7名、負傷者3名の人的被害を伴う火災が発生しました。

**主な防火上の課題** ●建物が違法建築物であり、階段の防火区画が未設置であったこと

●消防法違反について、9年間立入検査が未実施であったこと

**その対策** ●「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、ホテル・旅館等に表示マークを交付する制度について、全国の消防本部に通知しました。

●違反対象物の公表について、具体的な条例案を示した通知を全国の消防本部に発出しました。

●危険性・悪質性の高い違反を選別して厳格な違反処理を促すマニュアルを整備しました。



火災建物(中央白の建物)の外観

### スプリンクラーの設置基準の強化

平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームで、死者5名、負傷者7名の人的被害を伴う火災が発生しました。

**主な防火上の課題** ●避難訓練がなされていなかったこと

●火災通報装置や消火器が使われなかったこと

**その対策** ●定期的な従業員教育がされるよう予め定めておくことなどを周知しました。

●自力避難困難な方が入所する高齢者施設等におけるスプリンクラー設置の原則義務化、自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化について、関係団体と協議し、政令等を改正しました。

### 屋外イベント会場の防火管理や消火器の設置義務付け

火災現場の現状(福知山市消防本部提供)

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場で、死者3名、負傷者56名の人的被害を伴う火災が発生しました。

**主な防火上の課題** ●火災のあった露店に対する火災予防上の指導體制が不明確であったこと

●法令で消火準備に関する明確な規定がなかったこと

**その対策** ●防火担当者の選任などの屋外イベント会場等の防火管理に関する制度を構築するとともに、火災危険性の高い会場等で火気器具等を取り扱う露店等に消火器の設置を義務付けるよう、政令を改正し、火災予防条例(例)の改正も行うこととしております。

●ガソリン携行缶を安全に取り扱う上で特に注意すべき重要な事項が携行缶本体の目立つ場所にシール等で表示されるよう、製造・販売業者等の団体に要請しました。





# News 01

## 「統計の日(10月18日)」の標語(スローガン)を募集しています!!

応募期間 平成26年2月3日(月)～3月31日(月)

総務省では、「統計の日(10月18日)」の周知を図るため、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語(スローガン)を募集しています。

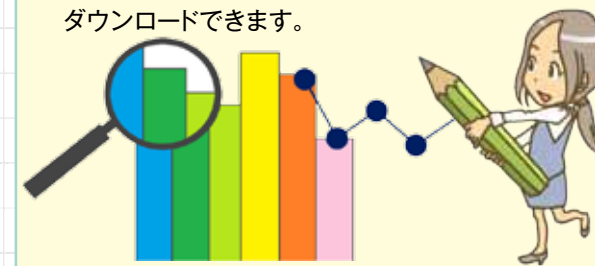
今年度のテーマは、「統計は、わたしたちが生活する社会の動きをきちんと知り、生活をゆたかにするためにとても大切なものです。このため、統計調査に協力することはとても大事です。」です。この趣旨を反映した作品をお待ちしております。

### 1. 応募資格

- 小学生の部…小学校の児童
- 中学生の部…中学校の生徒
- 高校生の部…高等学校の生徒
- 一般の部…上記以外の学生及び一般の方
- 統計調査員の部…統計調査員や統計調査員をされた方など統計関係者
- 公務員の部…各府省、都道府県、市区町村の職員

### 2. 応募方法

- 専用の応募用紙で1人5作品まで応募できます。
- 応募用紙はホームページ(左頁下アドレス参照)からダウンロードできます。



### お問い合わせ(提出先)

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1 総務省政策統括官付統計企画管理官室 普及指導担当まで  
E-mail: toukeinohi@soumu.go.jp  
Tel: 03-5273-1144(ダイヤルイン) FAX: 03-5273-1181

### 3. 作品の提出先

- ① 各府省の職員の方は、職場の取りまとめ部署へ御提出願います。
- ② 都道府県及び市区町村の職員の方、統計調査員や統計調査員をされた方など統計関係者の方は、当該都道府県又は市区町村の統計主管課へ御提出願います。
- ③ 小・中・高校生、一般の方は、総務省政策統括官室まで、メール又はFAXで御提出願います。

### 4. 入選作品の決定

- 厳正な審査を行い、入選作品として特選及び佳作を決定します(平成26年6月予定)。
- 入選者には、表彰状及び副賞を授与します。
- 入選作品の著作権は、総務省に帰属します。

「統計の日」とは

我が国で最初の近代的生産統計「府県物産表」に関する太政官布告が公布された明治3年9月24日を太陽暦に換算した10月18日を「統計の日」としています。

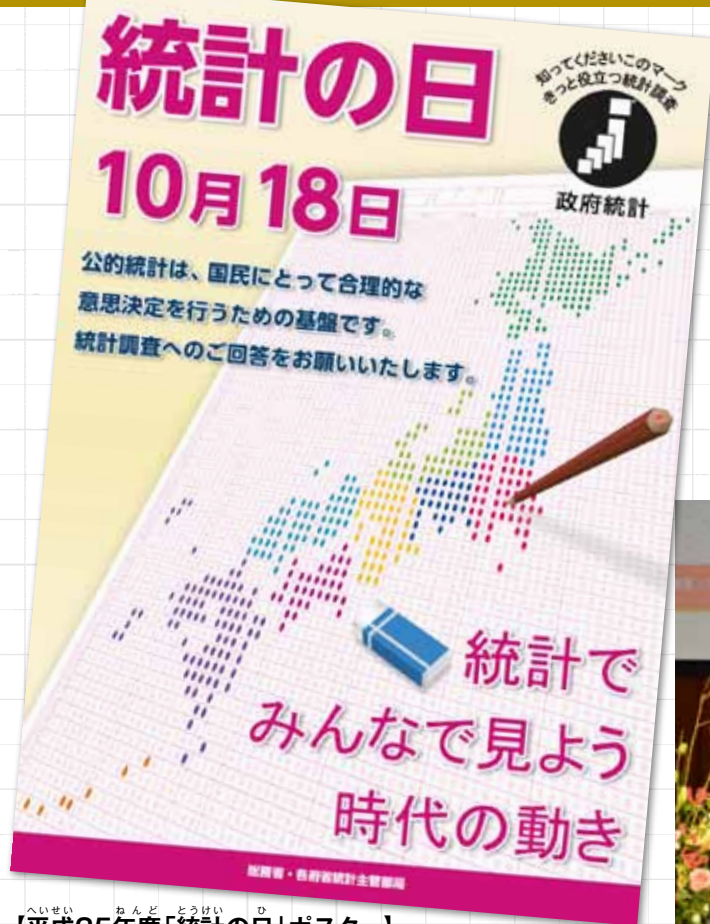
これは、統計の重要性に対する関心と理解を深め、統計調査に対して、国民の皆様からより一層の協力がいただけるようにと、昭和48年7月3日の閣議了解で定められました。

総務省政策統括官(統計基準担当)室では、関係府省、地方公共団体等と連携し、この「統計の日」を中心として、国民の皆様へ統計の重要性や統計調査への協力を訴えるための行事を実施しています。



入選した作品は、「統計の日」ポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用することとしています。

第63回全国統計大会(平成25年11月13日(水)、国立オリンピック記念青少年総合センター)において、平成25年度「統計の日」標語の特選受賞者に対する表彰が行われました。



【平成25年度「統計の日」ポスター】

標語は、愛媛県松前町立松前中学校の能勢真琴さんの作品です。

### (参考)過去の特選作品

平成	標語
24年	「統計で 知る・見る・活かす この社会」
23年	「小さな協力 大きな役目 統計はあなたが主役」
22年	「この国の 確かな選択 支える統計」
21年	「統計で、住みよい国の基礎づくり」
20年	「こつこつと 調べてわかる 日本の姿」
19年	「統計で わかるわが町 わが社会」
18年	「生かします。あなたにもらった 貴重なデータ」
17年	「統計で見える現代、見せる未来」
16年	「統計は、揺れる社会の揺るがぬ指標」

★応募用紙のダウンロードや標語(スローガン)募集に関する詳細についてはホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/info/guide/bosyu.htm>



# News 02

## EROPA 東京(立川)総会が 開催されました。

EROPA東京(立川)総会は、「行政の質の強化:行政、統治能力、ガバナンス」をテーマに平成25年10月14日から19日までの6日間、日本政府及びEROPAの主催により盛大に開催されましたので、その概要を報告します。



①会議総括をするジェネラルラポーターの中邨章明治大学名誉教授  
②開会挨拶をする岡崎事務次官  
③歓迎挨拶を述べるメルカド EROPA 事務局長  
④歓迎の辞を述べる坂本自治大学校長



⑤東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の復興の現状の展示が行われた。



⑥茶道体験の様子

⑦大臣主催夕食会で挨拶をする新藤総務大臣



総会は、アジア・太平洋地域を中心とする15カ国の行政官・研究者等、EROPA総会としては過去最大の規模となる計403名(国内247名、海外156名)が一堂に会して行われました。

15日の開会式では、坂本自治大学校長が歓迎の辞、メルカド EROPA 事務局長等が歓迎挨拶、岡崎事務次官が開会挨拶をそれぞれ述べました。また、夜に行われた総務大臣主催歓迎夕食会においては、新藤総務大臣が歓迎の挨拶を述べました。

総会では、基調講演・全体会・アジアリーダーシップフォーラム・特別講演等が行われ、国内外の著名な研究者等20名による学術講演が行われました。また、分科会では、地方自治体の首長や国内外の行政官、行政研究者65名が論文の発表を行いました。

18日の閉会式においては、総会のジェネラルラポーターである中邨章明治大学名誉教授より総括が行われました。

本総会を通じ、わが国から先進的な知見・経験を世界に発信することで、EROPAにおけるわが国の国際的プレゼンスの向上を図ることができ、多くの成果を上げることができました。

さらには、国内外の参加者に東日本大震災からの復興状況を知っていただくため、被災自治体からの発表や展示も行われました。また、茶道体験、着物の着付け体験やエクスカージョン(小観光)も催され、海外からの参加者に日本文化の一端に触れていただくことができました。

また、総会には、明治大学・東京外国語大学をはじめとして、100名を超える学生ボランティアの皆さんにもご協力いただき、各国要人の接遇や会議運営等において、重要な役割ながら清々しくその任を果たしていただきました。

このように盛りだくさんのプログラムでしたが、6日間の全日程を成功裏に終えることができました。

### EROPAとは

EROPA(Eastern Regional Organization for Public Administration「行政に関するアジア・太平洋地域機関」)はアジア・太平洋地域の経済・社会発展の促進に資するため、その行政的側面の向上を図ることを目的とした国際的な組織です(1960年(昭和35年)12月設立)。

### ●構成

国家会員、団体会員及び個人会員の三者によって構成され、現在次の10か国が国家会員として加盟しています(日本は、1960年(昭和35年)12月閣議決定を行い加盟した原加盟国です)。

**国家会員:**  
日本、イラン、インド、インドネシア、韓国、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム

**団体会員:**

80団体

**個人会員:**

462人

※2013年10月現在



⑧ご協力いただいた学生ボランティアのみなさん

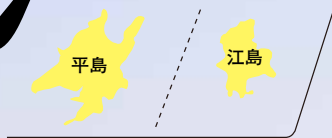


⑨全体集合写真



# 西海絶景 Landscape

リアス式海岸、点在する島々など  
美しい自然景観が広がる



**さいかい井**  
誕生して9年目となる「さいかい井」。フェアが始まるのを楽しみにしているリピーターも多い。春のさいかい井フェアは、2月9日から4月6日まで開催される



●長崎県



地方の  
かがやき

再生、自然保全、地域住民主体型  
さまざまなおこしの形

# 西海市

長崎県

●さいかいし



**七釜鍾乳洞**  
約3500万年前と新しく、また海成層の特徴ある鍾乳洞。天然記念物に指定されている。清水洞など、20以上の洞穴が発見されている

**PROFILE**

- 人口計…30,518人(2013年12月末日現在)
- 面積…241.95km<sup>2</sup>
- HP…<http://www.city.saikai.nagasaki.jp/>

- 1 大村湾と西海市一望**  
西彼杵半島部の東岸は、その形から「琴の湖」という別名をもつ、風光明媚な大村湾に面している
- 2 大島大橋**  
平成11年11月11日11時11分に開通した、西彼杵半島と大島町を結ぶ全長1095mの白い斜張橋
- 3 日本一小さな公園**  
大瀬戸町松島にある、ベンチとシュロの木だけの小さな公園。五島灘に沈む夕陽は雄大で圧巻
- 4 横瀬浦**  
永禄5(1562)年、キリシタン大名大村純忠により開港され、ポルトガルとの交易で栄えた歴史をもつ
- 5 つがね落しの滝**  
つがね(モクスガニ)が落ちる様から名付けられた。滝壺がなく、大きな石に飛び散る水しぶきが美しい
- 6 長崎西海トライアスロン大会**  
まちおこしイベントとしてスタートした住民による手作りの大会。全国から500名以上の選手が参加する
- 7 西海大鍋まつり**  
西海市の食材を使った数々の大鍋料理が魅力。特産品販売、ステージなどが出そろう食のイベント
- 8 大瀬戸ペーロン大会**  
長崎の夏の伝統行事・ペーロンは、太鼓とドラの拍子に合わせて舟を漕ぎ、速さを競う



**長崎** 長崎県の西彼杵半島北部、長崎市と佐世保市の中間に位置する西海市は、平成17年に西彼杵町・西海町・大島町・崎戸町・大瀬戸町の5町が合併し、誕生しました。

三方を大村湾と東シナ海に囲まれ、自然が豊かな西海市は、海の幸、山の幸が豊富。伊勢海老、大島トマト、温州ミカンなど、四季折々の旬の味覚を楽しむことができます。毎年、春と秋には、地元の新鮮な食材を使用した「さいかい井」が市内20店ほどの料理店で提供され、名物になっています。

日本百名洞に選出された七釜鍾乳洞、長崎百景のひとつでもある、つがね落しの滝など、自然を楽しめることができます。

南蛮船来航の地という歴史的一面も見逃せません。江戸時代、キリシタン大名として有名な大村純忠が開港した横瀬浦には、教会が建てられ、周辺に繁華街ができ、とてもにぎわったといえます。その様子をルイス・フロイスは著書「日本史」のなかで記しています。また、ローマに派遣された天正遣欧少年使節のひとりである中浦シユリアンは横瀬浦の近くで生まれました。このような歴史を感じることが出来るスポットも多く残っています。

しむことができるのも魅力。動物本来の生息環境を再現し、自由に暮らす生態を展示している長崎バイオパークも観光客に人気のスポットです。



地方力 03 地域イベント

# Event 雪浦ウィーク

地元の暮らしをのぞくことができる 地域住民主体のイベント



「童心窯」の渡辺夫妻。陶器の絵付けなどが体験できます。美佳さんは雪浦ウィーク実行委員会会長も務めている

**角** 力灘を臨む大瀬戸町雪浦地区に陶芸家や画家などが移り住み、地元の人を巻き込んで一緒に作り上げるイベントとして始まった雪浦ウィーク。毎年ゴールデンウィークに4日間行われ、初回開催時は店舗数13店、来訪者4000人だったイベントも、15回を迎えた昨年は30店、1万人を超えました。

トリエを開放して、作品や特産物、料理などを販売。来訪者は普段の暮らしが感じながら、地元の人との触れ合いが楽しめます。このイベントをきっかけに、雪浦地区に住みたいと思う移住希望者も増えているといえます。

雪浦ウィークのユニークな点は、1つの会場に集まってしまうのではなく、来訪者が地図を片手に町内の各店舗を巡る、地域回遊型を取っているところ。この地区で活動する人々の自宅、店、ア

トリエのみで行う、地域住民主体のイベントは、口コミやメディアによって広まり、少子化や過疎化が進む中、雪浦という地域の知名度向上につながっており、全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞しました。

たくさんののぼりがはためき、町全体がイベント一色に染まる



「川添酢造」の川添夫妻。時間をかけて丁寧に酢を作る



「リサイクルテクノ工房」の浜崎隆生さん。廃材などをリサイクル加工品としてよみがえらせる



「自然と暮らすぐりーん」の鬼塚さん。焼き菓子や多国籍民芸品などを扱う



アトリエを開放しているタナカタケシさん。雪浦ウィークの地図を手がける

人気イベント「長崎手作り雑貨フェア」の準備中。20を超える店舗が店を構える



「施設を花いっぱい」と園内花壇の手入れをするオランダ村ファンクラブ会員の杉尾雅峰さん。ガーデニング講座を開いて会員増にも取り組んでいる



施設に関して説明する、まちづくり推進課の作中修さん



時計塔や市庁舎、チーズ倉庫などの建物は、建築技法までオランダにある実在のものを再現



地方力 01 施設復興

# ReBORN

## 旧長崎オランダ村施設再生事業

輝いていたあの頃の姿を取り戻すべく再始動

17世紀のオランダの街並みを再現し、日本のテーマパークの先駆的存在であった長崎オランダ村。平成13年の閉園後は、旧西彼町が買い取り、現在は市の公有財産となっています。閉鎖状態にあった施設の有効活用のため、平成22年に市役所西彼総合支所を移転翌年から一部施設を一般公開し、市民の集う地域交流の場として再スタートを切りました。

西海市では、16万4千㎡という広大な敷地を「行政」「商業・観光」「医療・福祉・教育」の3ゾーンに分けて活用をしようとしています。「商業・観光」のために一般開放しているエリアでは、月に一度、コンサートやカフェまつり、雑貨フェアなどの参加型イベントを開催。将来的には、商業店舗の入居を実現させ、さらなる活性化につなげるよう取り組んでいます。

また、デッキなどの補修には市内の間伐材を使用し、太陽光パネルを設置するなど、積極的に環境への取組を実施。「オランダ村ファンクラブ」も組織され、広場の美化や修繕活動などを通じて、地元の人々が施設の再生に協力しています。

地方力 02 里山保全 + 地場産品発掘

# Brand 西海里山イニシアティブ 実践プロジェクト事業

豊かな自然の恵みを活用した 環境保全のまちづくり

会長の増山さん夫妻(左・右)とスタッフの立石靖(中)さん。年末には門松づくりなど、季節に沿ったプログラムも実施している



その取組をサポートしているのが、総務省による支援が行われている地域おこし協力隊。現在、里山イニシアティブ担当として2名が活動中です。また、プロジェクトの拠点となっているのが、エコヴィレッジ・さいかい元氣村。約2町歩の遊休ミカン園を利用した元氣村では、「農」を中心に自然と共生する「持続可能な農的暮らしを体験する村づくり」をコンセプトに、地元住民と来訪者がさまざまなプログラムに参加しています。わらを使ったエコハウスづくりや遊休農地での野良仕事、土釜でのピザづくりなど盛りだくさんの内容です。小さな村づくりをテーマとする施設は珍しく、農村活性化の新たなモデルとして注目されています。

**豊**かな自然に囲まれた西海市で、環境保全をテーマに据えて取り組むのが「西海里山イニシアティブ」。地域コミュニティを再生し、里山・里海の恵みを活かした特産品を発掘・生産し、その販売により創出した利益を保全活動の資金として還元するという、好循環スパイラルを生みだし、産業創出・地域活性化と環境保全の両立を目指すものです。



地域おこし協力隊の大西竜生さん(左)と大城戸優子さん(右)

## Close up 「音浴博物館」

自由にかけて聴ける 16万枚のレコード



今でも音を楽しむことができる 手回し蓄音機

大瀬戸町の森の中にある廃校になった小学校の分校が、平成13年に音浴博物館として生まれ変わりました。

分校当時の面影を残した館内には、創始者である栗原榮一朗氏の収集したレコードや蓄音機、スピーカー、楽譜、楽器などの音に関する品をメインに、ワープロ、計算機、電話など、あらゆるもののコレクションがところ狭しと展示されています。

収蔵しているレコードは約16万枚。これらのレコードは見るだけではなく、来訪者自らが蓄音機やオーディオセットを使い再生、鑑賞することができます。

音の深さを堪能できる、アナログ音の温かで柔らかく心地の良い音を感じ、また、若かりし日々の懐かしい音を求めて、全国各地から多くの人々が訪れています。



博物館の歴史から収蔵品の説明まで、館内を案内してくれる高島正和さん



明治から昭和にかけての幅広いジャンルのレコードがずらりと並び





日本の統計  
140年の歴史に触れる

川口式電気集計機 [情報処理技術遺産]



総務省統計局

# 統計資料館

## 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

## 休館日

土曜日、日曜日、国民の祝日・休日  
年末・年始(12月29日～翌1月3日)

### ■地下鉄

都営大江戸線「若松河田」駅(河田口)から 徒歩約5分  
東京メトロ東西線「早稲田」駅(2番出口)から 徒歩約15分  
東京メトロ副都心線「東新宿」駅(エレベーター口)から 徒歩約10分

### ■都営バス

JR新大久保・大久保駅から  
「新橋駅前」行き「飯田橋駅前」行き(約10分)  
国立国際医療研究センター前下車 徒歩約3分  
JR新宿駅西口から「東京女子医大前(坂井天経由)」又は  
「三宅坂」行き(約15分) 余丁町下車 徒歩約3分  
「東京女子医大前(国立国際医療研究センター経由)」行き(約15分)  
国立国際医療研究センター前下車 徒歩約3分



当施設にお立ち寄りの方はご自由に入館いただけます。



総務省統計局  
統計資料館

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1 総務省第2庁舎敷地内 電話：03-5273-1187 メール：shiryoukan@soumu.go.jp

団体受付 (総務省統計局統計情報システム課統計図書館運営企画係) 電話：03-5273-1131 メール：q-kikaku@soumu.go.jp